

第24回さいたま地方裁判所委員会【議事概要】

第1 日時

平成25年11月7日（木）15:00～17:00

第2 場所

さいたま地方裁判所裁判員候補者室

第3 出席者

【委員】

井口修，江口満志，笠間和彦，金澤千津子，黒田和美，櫻井雅彦，柴野和善，島田浩孝，鶴谷真治，戸倉三郎，堀内明，望月英隆，吉野寛治（五十音順，敬称略）

【オブザーバー】

（民事部）小池咲子

（刑事部）寺本真依子，湯浅雄士，齋藤文男，水崎幹也

（事務局）太田雅夫，森本益，佐藤雅人，関塚聖

第4 議題

「裁判員選任手続について」

「犯罪被害者保護制度について」

「法曹以外の委員から見た地方裁判所の運営について」

－社会倫理と透明性という視点から見た地方裁判所の運営等について－

第5 議事

1 開会

2 委員交代の紹介及び各委員の自己紹介（櫻井委員，戸倉委員，堀内委員）

委員長代理から，前回委員会から本委員会までの間に荒井委員長，岡田委員，佐藤委員及び中西委員に替わり，新たに就任された櫻井委員，戸倉委員，中川委員及び堀内委員が紹介され，各委員からあいさつがあった（中川委員は欠席）。

その後，荒井前委員長の退任に伴い，委員長の互選が行われ，戸倉委員が委員長に選任された。

3 議題「裁判員選任手続について」

(1) 発表者である湯浅裁判官から，実際に利用されている裁判員候補者室の

控室、個別質問室の案内や、裁判員候補者名簿の作成から個別の事件で裁判員に選任されるまでの流れについての説明があり、その後、質疑応答が行われた。

(2) 質疑応答

(委員長) 裁判員候補者には、選任手続に先立ち、調査票や事前質問票であらかじめ辞退の申出をうかがい、理由がある方には辞退を認め、できるだけ裁判所に来ていただく負担をおかけしないよう配慮をしているところである。また、実際にいらしていただいた方にも配慮しているところだが、御質問や御意見があれば、お聞かせいただきたい。

裁判員候補者の方から苦情を受けることはあるか。

(発表者) たった6名の裁判員を選ぶために呼び出す裁判員候補者の数が多過ぎるとのご指摘を受けることがある。補充裁判員も2名選任する上、検察官と弁護人は5名ずつ理由を示さずに不選任請求できるので、最低でも18名に出頭していただく必要がある。また、当日辞退の申し出が認められる方もいらっしゃるなので、どうしても一定数呼びすることになってしまおうとご説明している。

(委員長) 個別に候補者から事情をうかがっている間は、他の候補者をお待たせすることになっているか。

(発表者) お一人3分程度話をうかがうので、7、8人いれば20分以上お待たせいただくことになる。

(委員) 裁判員に選ばれなかった候補者にも旅費や日当は支払われるのか。

(発表者) 選任手続に出頭した候補者には、旅費のほか、4,000円程度の日当が支払われる。また、裁判員、補充裁判員に選任され、裁判に参加した場合は、1日最大で1万円の日当が支払われるが、日当が安い、働いていたらもっと稼げるという苦情をアンケートでいただくことはある。

(委員長) 裁判員候補者に書いていただいたアンケートを見ていると、選任されるかどうかわからないので休暇を取ったのに裁判員に選ばれ

なかった、休暇を取り消せないが会社にどう言えばいいんだという候補者からの意見もある。

(委員) これまでに県内で何人の方が裁判員に選ばれたか。

(委員) 平成21年に制度が始まって以来、裁判員と補充裁判員を終えた方には、通し番号が入ったバッジをお渡ししているが、先日2200番を超えていたので、それくらいの方が選ばれていると思う。

(委員) 埼玉県の人口700万人のうちの2,200人というのは、選ばれる確率としてはかなり低いと思う。

(委員長) 毎年作成される裁判員候補者名簿に登載された方の中でも、実際に当たる確率はかなり低い。

(委員) 秩父方面に住んでいる方は遠いと思うが、それを理由に辞退することはできないのか。

(発表者) 遠隔地にお住まいの候補者は負担が大きいということで辞退を認められることもあるが、秩父ぐらいの距離では、宿泊費を支給した上で参加していただくことが多いのではないかと思います。

(委員) 裁判員候補者名簿は、毎年違うものになるのか。名簿に2回以上登録されることはないのか。

(委員長) 理論上はありうる。その場合は、裁判員候補者として出頭したことがあれば1年間、裁判員を務めたことがあれば5年間は辞退をすることができるので、候補者の判断で辞退するかどうか選んでいただくことになる。欠格事由のある方も載る可能性がある。というのも、裁判員候補者名簿の元になっている選挙人名簿には氏名、住所と生年月日しか載っていないからである。

(委員) 検察官や弁護人が理由を示さない不選任請求をするケースに特徴はあるか。

(発表者) 理由を示さないで行われるので、我々にはわからない。

(委員) 私は、弁護士なので経験があるが、弁護士が事件ごとに判断している。私がそうしているというのではなくて例え話だが、わいせつ事件で若い女性が裁判員に選任されるのはよくないとか、かえって若い女性の方がしっかり判断してくれるとか、被害者の親の

世代の方が厳しく考えるのではないかと、いろいろ考えるようである。しかし、候補者控室であいさつする際に5分ほど見てやる気がなさそうに見えた候補者でも、実際に選任されると意外に熱心であることもあり、中々事前にはわからない。理由なし不選任を行使せず、くじにまかせてもいいのではないかとも思うが、それぞれ弁護士や検察官にはいろいろな考え方があろう。

4 議題「犯罪被害者保護制度について」

(1) 発表者である寺本裁判官から、裁判員裁判を行う法廷において、犯罪被害者保護制度の流れ及びその諸制度についての説明並びに起訴状に被害者の氏名が記載されない事例があることにつき、個々の事案に応じて検討すべき事柄ではあるが、被害者への再被害防止の要請と被告人の権利保護の要請のどちらも無視できず、今後法曹三者で協力して議論する必要がある問題であるとの説明があった。次いでビデオリンクシステムの実演を行い、その後、質疑応答が行われた。

(2) 質疑応答

(委員長) ビデオリンクシステムの臨場感をどのようにお感じになるか。

画面を通じて証人の表情などを観察して証言の信用性を判断していただくことになるのだが。

(委員) ビデオリンクシステムの画質は、どの程度なのか。

(委員長) 今、ご覧のとおりである。

(委員) 証人の映像をアップにすることはできるのか。

(発表者) できる。

(委員) 証人の画面サイズなどは、裁判長がコントロールしているのか。

(発表者) 裁判長の場合もあるし、私の場合は右陪席が行っている。

(委員) 私は弁護士でビデオリンクの証人を経験したことがあるが、証人がカメラに写ることをそもそも嫌がり、カメラから逃げている結局尋問できないことがあった。

(委員) そのような場合に、ビデオリンクと衝立を併用することもできるのか。

(発表者) ビデオリンクと遮へいの措置を併用する場合は、具体的には法廷

壁面の大型ディスプレイの電源を切り、被告人と傍聴人に証人の映像を見せないようにするのであって、別室にいる証人とカメラとの間に衝立を置くわけではない。裁判員や弁護士等には姿は見える。

(委員) 先ほど他の委員が言っていた証人がカメラから逃げるとするのは、裁判員にも見られたくないということか。

(委員) 刑事訴訟法上、被害者特定事項の秘匿の要請という規定があるそうだが、被害者の氏名を知らせないことについて弁護士が同意しなければ、被告人に知られることはありうるということか。

(発表者) ありうる。

(委員) 私は、弁護士をやったことがあるが、被害者名がわからなくても、いつ、どこで、何をしたといった形で特定されていれば被告人側の防御はできていると思っている。

(委員) 被害者の氏名を出さずに、親の名を出して誰々の子といった表現をする程度では、意味がないのだろうか。

(委員) 刑事和解や損害賠償命令で債務名義を作る場合は、少なくとも氏名は出さなければならない。住所については弁護士事務所の所在地を記載するといった工夫はしている。

(発表者) 損害賠償命令で休業損害を求めるが勤務先を知られたくないという場合もあり、調整が難しい。

(委員) 損害賠償命令が民事訴訟に移行した場合は、被害者に対する配慮は民事部で行うことになるのか。

(発表者) そうである。

(委員) 損害賠償命令から民事訴訟に移行する件数はどの程度か。

(発表者) 年に1, 2件ある。損害賠償命令に異議がある場合のほか、4回以内の期日で認容か和解に至らない場合も民事訴訟に移行する。

(委員長) 起訴状に被害者の氏名を記載しない事例については、刑事裁判の入口の問題だけでなく、証人として来ている人が本当に被害者なのかといったことが問題になる。制度がないために現場の運用で裁判官も検察官も弁護士も苦労している。まだまだ考えなければ

ならない。

5 議題「法曹以外の委員から見た地方裁判所の運営について」

－社会倫理と透明性という視点から見た地方裁判所の運営等について－

(1) 吉野委員からの発表

ア 感銘を受けたドラッカーの言葉として「企業は社会のために存在し、利益のためではなく人間を幸せに導くために存在している。」と、「倫理観に基づく真摯な経営は、経営の普遍的な理念である。」の二つが紹介され、正しい経営とはどうあるべきかとの問題提起がされた。

イ 社会倫理と透明性に対する社会の意識について

調査結果を参照しながら、企業の果たす役割や責任として、社会倫理や透明性確保のための情報公開への関心の高さが紹介された。

ウ 社会倫理とコンプライアンスとCSRについて

元々の意味として、コンプライアンスは「相手の身になって考え、行動すること」、CSRは「あなたの会社は社会に必要か、という社会からの問いに、必要と応える会社の姿勢」といったことが紹介された。法令を順守していても期待に応える行動につながらないことが、事例をもとに説明された。

エ 企業の情報開示への取組みについて

近年、企業が情報開示に積極的に取り組んでいる状況が、資料をもとに紹介された。

オ 自治体の情報公開への取組状況について

地方自治体の情報公開への取組み状況が、資料をもとに紹介された。

カ 情報公開という視点から見た地方裁判所の運営について

裁判所のホームページ中の開示情報のうち、各地の地方裁判所委員会の議事概要の充実度や広報活動の掲載についての分析が示された。さいたまの地方裁判所委員会の議事概要は、従前質疑応答を具体的に記述していなかったが、平成25年度の第1回開催分から詳細に開示する状態となったことが紹介された。地裁の運営に広く国民の意見を反映させるといふ地方裁判所委員会設置の趣旨から、現状は好ましいとの意見が述べられた。

また、訴訟になった場合に企業が負う負荷が大きいことから、裁判所から産業界向けの広報活動を期待し、産業界と法曹界とが協力して訴訟を減らすために様々なアイデアを出し合う活動を期待するとの意見が述べられた。

(2) 質疑応答

(発表者) 昨日、ある自動車会社が業績を上方修正したところ株価が上がったということがあった。市場が閉まってから発表するのがルールだが、市場をミスリードしないよう確度を高めてから開示する必要がある。先ほどの被害者情報を非開示にするかどうか難しい問題だと思う。

一般的には、知ってためになる情報は出してほしい。例えば、首長交際費の支出先開示を行っている自治体は、オンブズマンが高く評価している。

企業の倫理観の問題は、銀行や食料品での問題が報じられている。

(委員) 皆さんは、裁判所のホームページをご覧になったことがあるか。

(委員) 私は弁護士なので、時々見ている。他にも見ている人はいるようなので丁寧にやっていないといけないと思う。日弁連では、全国の裁判所のホームページで地方裁判所委員会の議事概要の公表状況を追っているようで、さいたま地裁も従前は詳細でなかったが、事務局にお願いして丁寧にしてもらった。

(発表者) 各地で裁判所のホームページは厚みの違いがあった。例えば行政では、免許の更新をどこで何時までやっているかなど問い合わせをしなくても調べられるようにしている。無料調停相談会のお知らせを掲示している裁判所もあったので、見ている人はいると思う。

(委員長) 裁判所のホームページでは、古い記事を更新せずに置いてあったなど、まだこれからである。ここでの御意見もうかがいながら運営し、国民に知ってもらうことが必要である。

今回問題提起いただいた事項も、検討し、お応えすることが大切である。我々の姿勢を見ていただくことになる。

裁判所には、裁判部門とそれをサポートする事務部門の二つがあり、裁判部門は公開の法廷で徹底してオープンにやっけてきている。被害者を特定する事項を起訴状に記載しない話などは、関係者の意識を汲み上げながら、公開からどう修正するかが問題となっている。事務部門では、かつては情報公開制度がなかったが、裁判所でも運用により行うようになってきた。

第6 次回のテーマについて

次回のテーマについて意見交換を行った結果、次の2つのテーマを取り上げることにした。

- 1 法曹以外の委員から見た地方裁判所の運営等について
- 2 裁判所側からの民事事件における個人情報の保護の実情と課題について

第7 次回期日

平成26年5月15日（木）午後3時